

福祉用具オールライト運営規定

（事業の目的）

- 第1条 有限会社環境設備が開設する福祉用具オールライト（以下「事業所」）が行う指定福祉用具貸与（指定介護予防福祉用具貸与）及び指定特定福祉用具販売（指定特定介護予防福祉用具販売）の事業（以下「事業等」）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員その他の従業者（以下「専門相談員等」）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な福祉用具（法第七条第十七項により厚生大臣が定める福祉用具を言う）の貸与、販売を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所の専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整を行い、福祉用具を貸与、販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう支援する。
- 2 指定特定介護予防福祉用具貸与、販売の提供に当たって、事業所の専門相談員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、要支援者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与、販売することにより、要支援者の生活機能の維持又は改善を図る。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者などの地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- （1）名称 福祉用具 オールライト
- （2）所在地 北海道旭川市10条通19丁目1-1

（職員の職種、員数、及び職務内容）

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。（介護予防の職員との兼務）
- （1）管理者 1名
- 管理者は、事業所の従業者の管理及び福祉用具貸与の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- （2）専門相談員 2名以上
- 専門相談員は、指定福祉用具貸与及び指定特定介護予防福祉用具貸与の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
- （1）営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の休日及び12月31日から1月3日までを除く。
- （2）営業時間 8時00分から18時00分

5運営規程

（指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売の提供方法、取り扱う種目及び利用料等）

第6条 指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売の提供方法は次のとおりとする。

- ① 専門相談員が、利用者の状態に応じ、複数の福祉用具の特徴の説明、及び貸与価格を提示し、利用者の希望を聞きながら適切な福祉用具を選定する。
 - ② 専門相談員が、利用者の状態に応じ、納品時に福祉用具の取付け、調整等を行い、使用方法の説明を行う。
- 2 取り扱う種目は、厚生労働大臣の定める全種目とする。
- 3 指定福祉用具貸与（指定介護予防福祉用具貸与）及び指定特定福祉用具販売（指定特定介護予防福祉用具販売）を提供した場合の利用料の額は、別に定める料金表に記載されている額とし、当該指定福祉用具貸与（指定介護予防福祉用具貸与）及び指定特定福祉用具販売（指定特定介護予防福祉用具販売）が法定代理受領サービスであるときは、利用者の利用者負担の割合に応じた額とする。なお、月途中のサービス提供の場合は、月半分に満たない場合は半額となります。介護保険外、利用料の一部が支給限度額を超えた場合は全額実費負担となります。
- 4 第7条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定福祉用具貸与（指定介護予防福祉用具貸与）及び指定特定福祉用具販売（指定特定介護予防福祉用具販売）に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり100円徴収する。
- 5 搬入に特別な措置が必要な場合（クレーン車使用など）の費用は、その実費を徴収する。
- 6 前三項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、旭川市及び上川管内の区域とする。

（その他運営についての留意事項）

- 第8条 事業所は、専門相談員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
 - ② 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 福祉用具の貸与に当たっては、回収した福祉用具をその種類、材質に基づき消毒し、消毒が行われていない福祉用具と区分して保管を行う。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社環境設備と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和2年 8月 1日より施行する。